

(要領様式第2号)

## 事業計画概要書に対する知事意見書

23上小地環第117号  
平成23(2011年)年9月14日

上田産業 株式会社  
代表取締役 相馬 しず江 様

長野県上小地方事務所長

平成23年7月22付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

### 1 提出のあった事業計画概要書（産業廃棄物処分量の新規許可及び処理施設の新規設置）

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県上田市塩川66番地 上田産業株式会社 代表取締役 相馬しず江	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市本海野字郷地川原1255番1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理（破砕施設）	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	がれき類（廃コンクリート及び廃アスファルトに限る。）、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	424 t/日（53 t/h 8時間稼働）	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	上田市塩川（郷仕川原区）、東御市本海野区 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の1（5）	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	上田市長、東御市長 上田市塩川（郷仕川原区）、東御市本海野区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業又は漁業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	東御市本海野区 第1回 平成23年11月13日（日）午後7時から 第2回 平成23年11月14日（月）午後7時から 東御市本海野公民館海野宿ふれあいセンター （東御市本海野1125-1）  上田市塩川（郷仕川原区） 第3回 平成23年11月27日（日）午後7時から 第4回 平成23年11月28日（月）午後7時から 上田市塩川郷仕川原公民館（上田市塩川191）	

## 2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。 なお、事業計画概要説明会の開催にあたっては、地元自治会と十分協議の上、出席希望者全員が出席できるよう、説明会の日程・開催場所等について配慮してください。 また、関係住民への周知を十分に行ってください。